

仕様書

1 業務名

令和7年度「SAGA BLUE PROJECT」高齢運転者安全運転支援業務

2 目的

県では、県民一人ひとりの交通安全意識を高め、交通事故が少ない安全・安心な社会に繋げるため、令和元年度から、デザインの力を活用した広報啓発により、県民の交通安全に対する行動変容を促す「SAGA BLUE PROJECT」（以下「SBP」という。）交通安全啓発事業に取り組んでいる。

本事業では、広く県民に佐賀県の交通事故情勢・特徴を周知し、県民一人ひとりに交通事故の防止を「自分の事」として認識させることで、交通ルールの遵守、正しい交通マナーでの道路利用など、自発的な交通安全に配慮した行動変容を促し、交通事故防止の一層の推進を図ることを目的としているが、県内における人身事故件数は年々減少しているものの、依然として交通事故により尊い命が失われている（※1）。

特に近年、高齢運転者（65歳以上の運転者をいう、以下同様。）による人身事故が全体の四分の一を超える高い水準で推移（令和3年～令和6年）していることから、今年度から新たに、交通安全啓発に加え、高齢運転者の特徴を踏まえた実践的な参加・体験型安全運転支援事業を実施することとし、高齢運転者に加齢に伴う身体機能や認知機能の低下が運転に及ぼす影響を理解させ、自ら率先して安全な交通行動を実践することができるよう支援するとともに、自身の運転の在り方を検討する（※2）きっかけとすることにより、高齢者による交通事故防止対策の強化を図る。

3 委託業務期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

(1) 高齢運転者安全運転支援イベント（以下、「本イベント」という。）の開催

高齢運転者の特徴を踏まえた実践的な参加・体験型の安全運転支援イベントを開催することとし、次の業務を行う。

①企画

ア 開催回数

3回

イ 開催時期

6月～12月を目安とし、県と協議のうえ決定する。

ウ 開催地域

県内全域から参加しやすいよう、佐賀県東部（神埼市、吉野ヶ里町、三養基郡）、中部（佐賀市、小城市、多久市）、北西部（唐津市、玄海町）において1回ずつの開催とする。

エ 参加者数

佐賀県東部での開催は50名程度、佐賀県中部及び北西部での開催はそれぞれ100名程度を見込むこと。

オ 会場

- ・ 県が指定する会場で開催することとする。
- ・ 会場の利用に際して発生する諸経費については、委託費に含まないものとする。

カ 対象

- ・ 県内の高齢運転者を主な対象とする。
- ・ なお、高齢運転者以外も参加可能とすることで、主な対象である高齢運転者の参加への抵抗感を軽減することにつながるため、年齢や運転の可・不可による制限を設ける必要はないこととする。

キ 参加費

無料とする。

ク 内容

- ・ 参加者に、加齢に伴う身体機能や認知機能の低下が運転に及ぼす影響を理解させ、自ら率先して安全な交通行動を実践することができるよう支援するとともに、自身の運転の在り方を検討するきっかけとするため、本イベントにおいて以下のコンテンツを提供すること。
 - ✓ ストレッチ講習
自動車の運転に必要となるハンドル操作やブレーキ操作、左右・後方確認等の動作がスムーズに行えるようにすることを目的としたストレッチをレクチャーするもの。
 - ✓ ドライビングレッスン
実際に模擬コースを運転し、個々の運転技能を確認するとともに、個別にフィードバックを行うもの。
模擬コース上には、高齢者の特性を踏まえ、確認すべき運転技能がチェックできるような課題を設定すること。
 - ✓ シミュレータレッスン
シミュレータを用いて、ドライビングレッスンでは確認が難しい、参加者の運転能力や認知機能の判定を行い、結果をフィードバックするもの。

✓ 安全運転サポート車体験

運転を継続する場合の安全対策として、安全運転サポート車の普及促進を行うため、その機能を体感するための安全運転サポート車体験を実施するもの。

参加者に対し、安全運転サポート車に関する詳細な説明を行うこと。

- ・ 高齢者にとって、加齢に伴う身体機能や認知機能の低下が受け入れ難いものであることに留意しつつ、参加者に、これらの低下が運転に及ぼす影響を理解させるとともに、率先した安全な交通行動の実践を促す内容となるよう工夫すること。
- ・ 参加者が今後の自身の運転の在り方を検討するきっかけとなるよう、工夫すること。
- ・ SBP の一環として実施するため、個人の運転技能等の確認及びそのフィードバックにとどまらず、交通ルールの認識の確認、啓発も兼ねた内容となるよう工夫すること。
- ・ 集客を増やすための工夫を行うこと。
- ・ 本イベントにおいて、SBP 賛同企業・団体と連携することにより、さらなる集客や交通安全啓発効果の高まりが期待できる場合、県からの要請により当該賛同企業・団体の出展も受け入れるものとする。なお、これにより発生する諸経費については、委託費に含まないものとする。

②運営

ア 周知

- ・ 本イベントの開催について周知するためのチラシ等広報物（紙媒体及び電子媒体）の作成を行う。
- ・ 作成した広報物は県に納品すること。

イ 参加申込の受付・名簿作成

- ・ 本イベント参加申込の受付を行うとともに、参加者のとりまとめを行う。なお、電話や直接来訪での申込については県が補助を行うこととする。
- ・ 申込受付方法については、申込希望者の利便性に配慮するとともに、ウェブサイト上からの申込ができない者がいることに留意すること。
- ・ 参加者のとりまとめ後は、申込者名簿を作成し、県へ提出すること。（電子媒体）
- ・ 定員に余裕がある場合は、参加申込期限以降も可能な限り参加を受け付けること。

ウ 保険への加入、安全確保

- ・ 適切な損害賠償責任保険に加入することとし、加入後は保険書類の写しを県に提出すること。

- ・ その他安全の確保に係る適切な対応を行うこと。
- エ イベント当日の運営
 - 会場の設営、受付、司会・進行、会場の片づけ、その他の本イベントを運営するために必要な全ての業務を行うこと。
 - なお、受付、着ぐるみの出演及び SBP についての講話等については県が補助を行うこととする。
- オ イベント当日の記録
 - 本イベントの内容を写真撮影により記録すること。
- カ アンケート調査の実施、結果の集約・分析
 - ・ 本イベントの参加者に対してのアンケートを作成し、アンケート調査を実施すること。
 - ・ アンケートの内容については、県と協議の上、決定すること。
 - ・ アンケート調査結果を集約し、分析すること。
- キ その他
 - ・ 本イベント実施に必要な備品・資機材は、特に指示のない限り受託者が調達するものとし、発生する諸経費については、すべて委託費に含めるものとする。
 - ・ 本イベントの内容（講習の内容や、参加者の声等）を広報啓発に活用することで、参加者以外に対しても効果を波及させることが期待されるため、本イベントの内容を活用した広報啓発にあたり、情報提供等の協力を行うこと。

③その他本イベントに係る一切の業務

(2) 進行管理

受託者は、業務を確実に遂行できるよう、契約締結後、実施計画及び行程表を作成し、進行管理を行うこと。なお、行程表に大きく変更が生じる場合は、県と協議の上、その都度行程表を作成し、県に提出すること。

5 実施体制及び要員に関する要件

(1) 実施体制

- ・ 本業務遂行に十分な実施体制を敷くこと。
- ・ 統括責任者を1名配置すること。
- ・ 適宜打ち合わせ、進捗状況の報告を行い、事業の円滑な推進を図ること。

(2) 要員

- ・ 各コンテンツ（ストレッチ講習、ドライビングレッスン、シミュレータレッスン及び安全運転サポート車体験）において説明やフィードバックを行う講師については、参加者の理解度・納得度を高めるため、それぞれに必要な専門的な知見を有し、同様の経験が豊富な者を配置すること。

6 業務完了後の納品物

(1) 業務完了報告書【紙媒体1部】

(2) 本業務で作成した資料、記録写真等【電子媒体】

※本イベントにおける参加者への配布資料については、電子媒体に加え、紙媒体1部も納品すること。

(3) 本イベントのチラシ等広報物【現物1部、電子媒体】

(4) 本イベント参加者名簿【電子媒体】

(5) 本イベントのアンケート結果のローデータ【電子媒体】

(6) 本イベントのアンケート単純集計結果、分析結果【電子媒体】

7 その他

(1) 当該仕様書に明記されていない事項、又は業務上疑義が生じた場合は、県と協議すること。

(2) 受託者は、個人情報を取り扱う場合には、県の定める「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(3) 委託業務に係る成果物に関する権利は県に帰属するものとし、県はこれらの成果物を無償で自由に二次利用できるものとするとともに、受託者は県に対して著作権人格権を行使しないものとする。

(4) 本業務を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、予め書面により契約業務の一部を委託することについて県の承認を受けた場合はこの限りでない。

【参考】

※1 佐賀県内の交通事故の発生状況（令和6年中）

(1) 人身交通事故（全2,623件）

ア 加害者の年齢層別では、「高齢者」が約28%（732件）と最も多い。

（R3年：約25%、 R4年：約25%、 R5年：約26%）

イ 高齢者が加害者となった事故（732件）を類型別で見ると、「出会い頭」が約31%（227件）で最も多い状況（一時不停止や安全不確認が主な要因）

(2) 交通死亡事故（全24件、24人）

ア 死者24人中16人が高齢者で、高齢死者16人のうち9人が歩行中

イ 歩行中の高齢者が亡くなった事故（9人）の特徴は、道路横断中の事故（9人）や夜間の事故（6人）が目立つ状況

※2 「自身の運転の在り方を検討する」について（補足）

「自身の運転の在り方を検討する」とは、現在の運転に係る意識や交通行動等を見直すことを指しているのではなく、運転自体を続けるのかどうかについて考えたり、運転を継続するのであれば制限運転を取り入れたり、運転寿命の延伸について考えたりといった、運転に係る将来に対する見通しや計画を検討することを指している。

なお、制限運転とは、自分の体調や運転の技能を踏まえ、自分に合ったスタイルの運転（例えば、近所のスーパーや病院までしか運転しない、夜間は運転を控える等）を行うことで、交通事故を防止するための考え方をいう。「補償運転」とも呼ばれる。